

長岡京市LINEクーポン祭 募集要項

1 事業概要

新型コロナウイルスや原材料価格の高騰等の影響を受けた事業者を支援するために、市が長岡京市のLINE公式アカウントの友だちに対して、事前に登録を行った市内の事業所で使用できる20%オフのクーポンを配信することにより市内の消費を喚起します。LINEクーポンの使用回数に応じて、その割引を実施した総額に相当する金額を市が全額負担します。

2 事業内容

(1) 実施期間

令和4年7月6日(水)から約1か月（各事業所のクーポン使用期間は2週間です）

(2) LINEクーポンの券種

LINEクーポンの券種は次の5つです。事業所が登録申込み時にいずれか1つを選択します。

- ① 1,000円(税込)以上で200円割引
- ② 2,000円(税込)以上で400円割引
- ③ 3,000円(税込)以上で600円割引
- ④ 4,000円(税込)以上で800円割引
- ⑤ 5,000円(税込)以上で1,000円割引

(3) LINEクーポンの使用期間

LINEクーポンの使用期間は、実施期間内で市が登録事業所ごとに指定する2週間です。

LINEクーポンの配信開始は、使用期間の初日となります。

なお、使用期間の指定及びLINEクーポンの掲載の順番は、原則登録順としますが、業種ごとの登録件数により調整する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) LINEクーポンの使用可能回数

LINEクーポンの使用期間中1アカウント1回限り

(5) 使用範囲

次のものには、LINEクーポンを使用することはできません。

- ① 現金への換金
- ② 換金性があり、広域的に流通しうるものの購入
- ③ たばこの購入
- ④ 出資及び債務の弁済
- ⑤ 国及び地方公共団体への支払
- ⑥ 振込手数料、公共料金の支払
- ⑦ 土地、家屋、家賃、地代及び駐車料等の不動産にかかる支払
- ⑧ 医療保険や介護保険等の一部負担金にかかる支払
- ⑨ 登録事業所が個別に定める物品・役務にかかる支払
- ⑩ その他市長が不相当と認めるもの

(6) 禁止事項

LINEクーポンの使用期間中のみの値上げは実施しないでください。

3 登録対象となる事業所

- (1) 長岡京市内で現に事業を営んでおり、今後も事業継続の意思がある事業所
※ 市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに登録する必要があります。
- (2) 次に掲げる事業者等は対象外とします。
 - ① 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第3号に掲げる暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号で定める営業並びに同条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行うもの
 - ③ 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
 - ④ 公序良俗に反する営業を行うもの
 - ⑤ 市税の滞納があるもの
 - ⑥ その他市長が不相当と認める営業を行うもの

4 登録事業所の募集期間

令和4年5月10日(火)から7月13日(水)まで

※ 5月31日(火)までに登録申込みの手続きが完了しない事業所は、市内に全戸配布する「登録事業所一覧チラシ」に掲載されませんので、お早めにお申し込みください。

5 登録申込方法

- (1) 登録を希望する事業者は、本事業の実施要綱及び募集要項を承認の上、市のLINE公式アカウントの入力フォームから申し込んでください。
- (2) LINEから申込みができない方は、市ホームページのフォームから申し込んでください。
- (3) 上記の入力フォームへは、市ホームページのリンク・QRコードからアクセスできます。
- (4) 申込みには店舗または商品の画像の登録が必要です。画像はLINEクーポンに掲載しますので、お店の魅力が一目で伝わる店舗や商品の画像を登録してください。
- (5) インターネット環境がないなど申込みが難しい場合は、市商工観光課にご相談ください。
- (6) 登録後、登録の決定と使用期間等について通知します。

6 事業所ですること

- (1) LINEクーポンの配信開始までにポスター等を送付しますので、登録事業者であることが来客者にわかるよう掲示してください。
- (2) 感染拡大防止対策（スタッフのマスク着用・アルコール消毒液の設置など）を徹底してください。
- (3) 会計時に、来店者が提示したLINEクーポンが「使用済み」になったことを対面で確認し、割引額を差し引いた金額で会計してください。「使用済み」にならないと、市の集計用のシステムに反映されませんので、必ず確認してください。
- (4) LINEクーポンはレジと連動しません。レジの割引対応を忘れずに行うようお願いいたします。
- (5) LINEクーポン使用時の決済方法は指定しません。各事業所で可能な決済方

法（現金、クレジットカード、その他電子決済等）で対応してください。

- (6) 事業所独自の割引やセールとLINEクーポンの併用は可能です。各事業所の割引適用後の合計金額をLINEクーポンの対象としてください。
- (7) LINEクーポンの使用回数を使用日ごとに必ず記録しておくようにしてください。記録方法に指定はありませんが、LINEクーポンの割引実施額を市に請求する際、「LINEクーポン実績報告書兼請求書（様式第1号）」に使用実績の記入が必要になります。

7 LINE クーポン掲載期間中に事業所で行う取組みについて（お願い）

本事業をより盛り上げるために、LINEクーポン掲載期間中は次のような取組みの実施にご協力ください。必ず実施する必要はありませんが、各事業所において可能な範囲で実施をご検討ください。

- (1) 事業所のHPやSNSへのLINEクーポン配信情報の掲載
- (2) セールの実施
- (3) 特別商品の販売
- (4) その他独自に企画するもの

8 割引実施額の交付

- (1) 割引を実施した総額に相当する金額を交付します。
- (2) LINEクーポンの使用期間の終了日から起算して14日を経過した日までに、LINEクーポンの使用実績を「LINEクーポン実績報告書兼請求書（様式第1号）」により報告し、交付の請求をしてください。
- (3) 実績報告の内容に疑義が生じたときは、関係書類等の提出を求めたり、立入調査を行ったりする場合があります。
- (4) くわしくは後日、市ホームページで公開します。様式もあわせて掲載します。

9 登録の取消しやLINEクーポン配信の停止について

- (1) 実施要綱や募集要項の規定を遵守しない場合は、登録を取り消します。登録を取り消した場合は、LINEクーポンの使用実績があったとしても、割引実施額の交付対象外となります。
- (2) 登録事業者のやむを得ない事情によりLINEクーポンの取扱いができないと市が認めた場合は、LINEクーポンの配信を停止します。配信を停止する前に使用されたLINEクーポンについては、割引実施額の交付対象となります。LINEクーポンの取扱いができない事情が発生したときは、すみやかに市商工観光課にご相談ください。

10 問い合わせ先

長岡京市 商工観光課 商工振興係

TEL：075-955-9688 FAX：075-951-5410

E-mail：syoukoukankou@city.nagaokakyo.lg.jp